

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
調整課	道営農業農村整備事業 新屈足地区 用地内埋蔵文化財発掘調査業務	平成28年4月22日	江別市西野幌685番地1 公益財団法人 北海道埋蔵文化財センター	31,406,400円	<p>本業務は「道営農業農村整備事業の施行に伴う埋蔵文化財発掘調査の取扱いについて」(昭和60年3月29日付け設管第63号農地開発部長)の規定に基づく業務である。</p> <p>委託先は取扱い3により「委託先は、原則として市町村とするが、これによりがたいときは、事前に市町村教育委員会の設立許可を受けた公益法人とすることができる。」と規定している。</p> <p>本業務の該当市町村である新得町に確認したところ、「埋蔵文化財発掘調査を行うための学芸員が不在のため、受託することは困難である。」との回答があった。</p> <p>このことから新得町教育委員会の同意を得て、北海道教育委員会へ平成28年度の埋蔵文化財発掘調査業務について報告したところ、公益財団法人 北海道埋蔵文化財センターが受託して実施することとなった旨の通知があった。</p> <p>公益財団法人北海道埋蔵文化財センターは、昭和54年に北海道教育委員会の認可により発足した法人であり、道内の埋蔵文化財の発掘調査を行うとともに、文化財保護及び活用を図るために必要な事業を行っている。なお道内で埋蔵文化財の発掘調査を実施できる公益法人は、本センターのみである。</p> <p>以上のことから、公益財団法人北海道埋蔵文化財センターと地方自治法施工令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係第1の(2)により一者随意契約を行う。</p>	